

25 デュッセルドルフ日本人学校法人定款

第一条 名称及び所在地

本法人は「デュッセルドルフ日本人学校」と称する。

本法人はその所在地をデュッセルドルフ市に置き、同地にて法人登録を行うものとする。

第二条 法人の目的、任務、公益性

本法人の目的、任務は以下の通りである。

- 1 ドイツ国及びその他のヨーロッパの国に在住する日本及びその他の国籍を有する子弟のため、日本人学校を設立し運営する。必要と認められた場合には、附属設備として寄宿舎を設けることができる。
- 2 ドイツ人向け日本語講座、日本人向けドイツ語講座（成人教育）、全日制日本人学校に通学しない学齢児童に対する日本語指導の実施をする。なお、実施に当たっては別途定める運用規則に従う（1979年2月28日開催の臨時会員総会決議）。
- 3 学校運営に支障を来さない範囲で校舎を利用し、講演会などの文化的行事を通して日本とドイツ連邦共和国との間の文化交流の促進を図る。
- 4 基本法（憲法）の第7条第4項第3節と、学校施行法の第37条第3c項第1節に則り、生徒の25%にあつては保護者の財産状況による如何なる分け隔ても行われてはならない。（2000年11月17日開催の臨時会員総会決議）

本法人は公益法人規則（1953年12月24日付）に規定されている公益目的のみを自ら遂行するものとする。

第三条 会 員

本法人の会員は、本法人の目的を支持し推進する自然人及び法人をもって構成する。

会員には、
名誉会員
普通会員
賛助会員

を置く。

第四条 入 会

普通会員及び賛助会員の入会申請は、文書により理事会宛に提出するものとする。

入会の可否は評議員会が決定する。名誉会員は理事会の推薦により評議員会が推挙する。

第五条 会員資格の喪失

会員は、(a)退会、(b)死亡、(c)除名により会員たる資格を失う。

退会は理事会に対し、文書により申し出ることを要する。退会は毎年3月31日付をもって認められる。

納入済会費は、その返却を請求することができない。

本法人の目的に故意に違反する行為を行い、または本法人の名誉を傷つける行為のあった会員については、評議員会の決定に基づき理事会が除名処分を行うことができる。

除名は理事会の文書によるその旨の通告送付により効力を発する。

第六条 会 費

会費の額は総会において承認された会費規則に従って定められる。この他、総会の決議により入会金を徴求することができる。

第七条 法人の機関

本法人の機関としては、1. 理事会 2. 評議員会 3. 総会 を置く。

※上記機関以外に顧問を置くことができる。（1974年2月1日開催の会員総会決議による）

第八条 理事会

理事会は、理事長一名、副理事長一名ないし数名、及び理事若干名をもって構成される。校長は校長たるの資格において理事となる。理事は毎年総会により選出される。但し再選を妨げない。総会は、また、理事長及び副理事長を任命することができる。総会によるかかる任命なき場合は、理事の互選により理事長及び副理事長を選出する。

理事会は、法的にも、また法以外の場合でも本法人を代表する。本法人の法的代表行為は理事二名の連署をもって足る。

理事会は総会あるいは評議員会の要議決事項として明示されている事項以外のあらゆる事項につき決定を下しまた総会により決議された事項につきその遂行の責任を負う。理事会の決定は、出席理事の多数決による。

第九条 評議員会

評議員の数は、総会の決議によりこれを定める。最低、理事二名は評議員たることを要す。

評議員は、任期一年とし、総会において多数決により選出される。ただし、再選を妨げない。

評議員会の使命は、本法人の目的遂行上必要とされる指示、助言を与えることである。

評議員会の決定は、出席評議員の多数決による。

第十条 監 事

総会は会員中より、毎年二名の監事を選任する。監事は、理事または評議員たることを得ず。監事は会計事項に関し、正常な取扱いが行われていることを常時確認し、総会において会計に関する監査報告をしなければならない。

第十一条 総 会

定例総会は、毎年一回、第十四条規定の事業年度終了後、六ヶ月以内に招集することを要する。招集通知は、文書をもって総会開催の最低一週間前に全会員に対して送付しなければならない。本招集通知状には議題を列挙することを要する。定例総会は次の事項を審議する。

1. 理事会による年次報告
2. 当該事業年度の会計報告
3. 理事及び評議員の罷免
4. 理事及び評議員の選出
5. 定款の変更

特別総会は、必要に応じ理事会が招集する。最低、会員二十名の要求のある場合はいつにても、特別総会を招

集しなければならない。

第十二条 決議

総会は出席会員の多数決をもって決議する。但し、定款の変更、本法人の解散については出席会員の三分の二以上の賛成を要する。

第十三条 総会議事録

総会前に予め指名された理事は、総会における討議内容に関する議事録及び出席者リストを作成し、決議事項については議事録に再録することを要する。議事録は議事録作成の理事及び他一名の理事により署名されなければならない。

第十四条 事業年度

本法人の事業年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終了するものとする。初年度は、本法人登録の日をもって始まる。

第十五条 寄附

本法人の各機関は、その目的遂行のため寄附募集に努力しなければならない。募集対象は制限しない。

第十六条 法人財産及び利益金の処分

第十二条に規定された共益目的を遂行する法人として利益金発生の場合は、当然、定款の定める目的に添ってその処分を行わなければならない。会員は本法人の利益金の分与にあずかってはならない。また、法人資産からの特別の便益の供与にあずかってもならない。退会する会員は本法人の資産に関する持分につき、その返還を請求することはできない。何人たりとも本法人から、その目的に反するような経費支出を受領してはならず、また不当に多額の報酬を受領してはならない。

第十七条 解散

本法人の解散、または、消滅の場合、あるいは法人の目的の共益の喪失の場合には、総会の決議及び税務当局の許可のもとに、本法人の財産を他の共益目的をもつものとして認められ、かつ、その資産を共益目的のためにのみ運用する機関に譲渡するものとする。

本校の性格・運営・会員と非会員

【本校の性格】

本校は学校教育法施行規則第24条の2（小学校に関する）及び54条（中学校に関する）に規定する教育課程及び授業時数を充足しており、授業は日本政府から派遣された教員を主体として行われ、かつ前述のごとく（中学校の課程と同等の課程を有する）在外教育施設として認定されている。従って在学児童・生徒は日本の教育制度に則った義務教育を受けていることになる。しかしながら、生徒指導その他の面においては外地に設置されているという特殊な環境を考慮して必ずしも日本における学校と全く同一に考える訳にはいかない。

また、前述の如く、本校は共益法人たる Japanese Internationale Schule e.V.が寄付によって設立し、運営している学校であるため、日本におけるいわゆる、私立学校に該当する。また、当地でのステイタスはノルトライン・ヴェストファーレン州により私立学校の「補充校」として認可されている。

【本校の運営】

上記共益法人は、理事、評議員、監事、会員から成り立ち、運営は会員の中から選ばれた理事を中心として行われる。また運営費用は建設寄付金、授業料、入学金、日本政府からの補助金によって賄われる。

【法人会員】

普通会員となるには定款第4条及び第6条に基づき入会申請を文書により理事会宛に提出し、評議員会によって承認され、別に定めるところの学校建設資金の寄付金を納入せる自然人、または法人とする。

- 授業料（2016年4月1日から）
児童・生徒1人につき、年額 EUR3,960.-（月額 EUR330.-で3ヶ月分 EUR990.-を前納）
- 入学金
児童・生徒1人につき、EUR300.-（納入済の入学金は返還されない。）

デュッセルドルフ日本人学校役員一覧（2016年4月～2017年3月）

役職名	氏名	所属	役職名	氏名	所属
理事長 (*)	今野 泉	双日	理事 (校長) (*)	本多 成人	日本人学校
副理事長 (*)	諏訪 裕治	三菱電機	理事 (日本クラブ会長)	吉田 周市	三菱商事
副理事長 (*)	嶋津 弘人	協和発酵	理事 (商工会議所会頭)	小林 二郎	新日鐵住金
副理事長 (*)	柿添 淳	丸紅	監事	井山 泰孝	みずほ銀行
副理事長 (*)	芝本 英之	日本精工	監事	麻田 隆行	三井住友銀行
理事 (首席領事) (*)	戸田 真介	総領事館	事務局長	木田 宏海	日本人学校 (事務長)

(*)は理事運営委員（2016年5月1日現在。敬称略。）

評議員 (評議員法人会社は ABC 順。)

アルプス電気	丸紅	日本特殊陶業	TDK
アンックス	三菱電機	ニコン	三菱東京UFJ銀行
キャノン	三菱商事	NTN (東洋ベアリング)	東芝
大日本スクリーン製造	三井物産	シマノ	東洋ゴム工業
富士フィルム	日本ビクター	島津製作所	トヨタ自動車
日立製作所	日本電気	双日	横浜ゴム
伊藤忠商事	日本航空インターナショナル	ソニー	
兼松	日本精工	住友商事	
京セラ	日本通運	竹中工務店	